

献呈のことば

別府三郎先生は、昭和三八年三月に鹿児島大学文理学部社会科学科法律学専攻をご卒業後、大阪市立大学大学院法学研究科修士課程（民法法専攻）を修了され、小樽商科大学短期大学部講師を経て、昭和四四年四月に母校・鹿児島大学法学部に講師として赴任されました。その後昭和四六年に助教に、昭和五八年に教授に昇進され、平成一六年には、鹿児島大学の法人化および大学院司法政策研究科（法科大学院）の設置に伴って、法科大学院教授に就任されました。平成一九年三月に退職されるまで、実に三八年間、鹿児島大学に在職されました。その間、二度にわたりドイツに留学されました。とくに二度目の留学は、先生自ら「還暦の旅立ち」と記されています。特筆すべきではありませんよう。

鹿児島大学在職中、法文学部においては、商法一部、商法二部、企業組織法、金融規制法、税と市民生活などの授業科目を担当され、大学院法学研究科および人文社会科学研究科においては、商法、経営の法システム特論、経営の法システム演習などの授業科目を担当されました。また、法科大学院においては、商法1及び商法2を担当され、多くの学生の教育・研究指導に尽力されました。学生の課外活動の領域においては鹿児島大学法学研究会の顧問として、学生の法律相談、全日本学生法律討論会や九州・四国学生法律討論会での部員の活躍を支えられました。鹿児島大学は、全日本学生法律討論会において、第二七回、第三二回、第三三回で一位、第四八回と第五〇回では三位を勝ちとりました。九州・四国学生法律討論会では一七回も一位を勝ちとっています。この燦然と輝く成果は、まさに先生のご尽力の賜であります。

行政面では、平成六年四月から同一一年三月まで鹿児島大学評議員、平成一一年四月から同一二年四月まで鹿児島大学大学院法学研究科長を務められました。

研究面では、会社法研究に心血を注ぎ、株主の誠実義務を理論的に追求されるなかで、その成果である『大株主権力の抑制措置の研究』によって、立命館大学より博士（法学）の学位を授与されました。

別府先生のご活躍の場は大学における研究・行政に留まることなく、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会委員、鹿児島市都市計画審議会委員、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会委員など二〇に及ぶ役職をお務めになり、地域社会の発展に貢献されました。

今後ともますますのご健勝を祈念しますとともに、私たち後進のご指導をお願いする次第です。

平成二〇年三月

鹿児島大学大学院司法政策研究科長 緒方直人